

各種商品小売業特定最賃に係る意見書提出者一覧（労働者側）

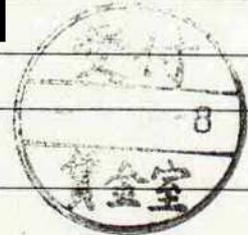
	フリガナ	[Redacted]
	氏名	[Redacted]
所属組合	組合名	[Redacted]
	所在地	[Redacted]
	電話番号	[Redacted]
	職名	[Redacted] 長
	フリガナ	[Redacted]
	氏名	[Redacted] 有)
所属組合	組合名	[Redacted]
	所在地	[Redacted]
	電話番号	[Redacted]
	職名	[Redacted] 長
	フリガナ	[Redacted]
	氏名	[Redacted] 有)
所属組合	組合名	[Redacted]
	所在地	[Redacted]
	電話番号	[Redacted]
	職名	[Redacted] 長
	フリガナ	[Redacted]
	氏名	[Redacted]
所属組合	組合名	[Redacted]
	所在地	[Redacted]
	電話番号	[Redacted]
	職名	[Redacted] 長
	フリガナ	[Redacted]
	氏名	[Redacted]
所属組合	組合名	[Redacted]
	所在地	[Redacted]
	電話番号	[Redacted]
	職名	[Redacted] 長



新潟県各種商品小売業最低賃金の改正申出に係る意見書

(労働者側)
資料No. _____

フリガナ		_____
氏名		_____
所属組合	組合名	_____
	所在地	_____
	電話番号	_____
	職名	_____長



意見

1 改正の必要性について 有

2 上記「1」の理由、背景等
(小売業の動向)

2020年度に入ってから的小売業界の営業は苦戦を強いられており、大手3社の2020年3~5月期業績を見ると、_____は、営業収益は対前期比12.4%減の4682億円、284億円の営業赤字。_____は、営業収益が同17.4%減の2487億円、営業利益は同約3倍の11億円。_____も、営業収益が同19.0%減の1490億円、営業利益が同4.4%減の63億円(連結ベース)と、減収・営業減益となっております。

日常の食品販売をメインとする食品スーパーとは異なり、GMSは衣料品や住居関連品なども扱っており、コロナ禍を受けての外出自粛の影響が直撃しているのが現状です。

小売業全体において、新しい生活様式を踏まえたタッチポイント(接触点)をできる限り抑えたシステムや機器の導入など、各企業がコストをかけスピードをもって施策や取り組みに挑戦する一方、従業員もこれまで同様というわけにはいかない働き方や業務に対応をせざるを得ない状況であり、従業員一人ひとりの役割と責任が高まっています。

(職場の状況)

新型コロナウイルス感染拡大下、小売業においては地域のライフラインとして食品・生活必需品のニーズに対応してきました。そこで働く従業員は、店舗・事業所において日常の販売業務に加え、感染症対策を講じるあらゆる施策を実施し、感染リスクという精神的な不安を拭えないなか、さらなる業務の負荷を背負いながらもお客さまの最前線で従事しています。

恒常的な採用難が続く業界として、求人票に並ぶのは特定最低賃金と同額の採用時給が大概であり、いまだに感染リスクのある職場とみなされることも相まり歯止めがかかりません。

(特定最低賃金の目的と役割)

お客さまの最前線で働く多くのパートタイム労働者は、各企業においても欠かせない存在ですが、この特定最低賃金の引き上げが各企業内最低賃金(採用賃金)に大きく影響を及ぼす産業であることを認識しておかなければなりません。同時に、「雇用の確保」は「企業の存続と発展」が前提となるため、特定最低賃金の引き上げは、各企業の販売管理費の上昇につながることから、慎重に協議を進める必要があります。

しかし、新潟県「各種商品小売業」の特定最低賃金の引き上げは、この産業で働く一人ひとりが将来に希望をもち、個々の能力を高め、生活の安定と向上のために必要であり、引いては企業の生産性向上および産業全体の魅力向上につながるものと考えます。

この特定最低賃金の影響を及ぼす範囲は、私たち「各種商品小売業」だけではなく、小売業に従事する多くのパートタイム労働者の生活向上に導く重要な役割を担うものであり、業界全体の活性化のためにも必要不可欠であると認識します。

以上

新潟県各種商品小売業最低賃金の改正申出に係る意見書

	フリガナ											
	氏名											
所 属 組 合	組合名											
	所在地											
	電話番号											
	職名	長										
意 見												
1	改正の必要性について	有										
2	上記「1」の理由、背景等											
	<p>(1) 業界の状況</p> <p>全国百貨店の売上高は、2019年度も前年度マイナス。10月の消費増税以降厳しい売上となっていたところに、2月以降は新型コロナウイルス感染拡大が直撃。インバウンド需要の消失に加え、4月の緊急事態宣言以降は全国で営業休業を余儀なくされる店舗が相次ぎ、かつてないほどの厳しい売上となっている。</p> <p>消費増税以前から厳しい売上が続いていた地方都市においては、百貨店店舗の閉店が続いており、新潟県においても今年3月新潟三越が閉店。徳島のそごう、福島の中合、大津の西武百貨店が8月末で閉店。既に大沼百貨店が閉店していた山形県も含め、県庁所在地から百貨店がなくなってきている。</p> <p>(2) 雇用特性・実態</p> <p>弊社雇用の従業員の約1/3が時間給契約者となっている。職務内容は担当部署によって異なるが、店頭部門においては月給制社員とほぼ同等の業務に従事することも多く、責任の重さの違いはあるものの、均衡均等の観点から賃金水準のバランスをとる必要が出てきている。</p> <p>(3) 賃金実態</p> <p>【採用時給】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>短時間（週20時間未満）勤務時給契約社員</td> <td style="text-align: right;">860円</td> </tr> <tr> <td>販売職</td> <td style="text-align: right;">910円</td> </tr> <tr> <td>事務職</td> <td style="text-align: right;">880円</td> </tr> <tr> <td>化粧品販売</td> <td style="text-align: right;">1,020円</td> </tr> <tr> <td>店内案内</td> <td style="text-align: right;">1,010円</td> </tr> </table> <p>【2020年度ベースアップ】</p> <p>5円</p> <p>【2020年度 平均昇給】</p> <p>8.4円</p> <p>(4) 課題・要望</p> <p>小売業においては、多くのパートタイム労働者が従事しており、各企業においても欠かせない存在となっている。ここ数年の地域別最低賃金の上昇により、パートタイム従業員の賃金水準は上昇</p>		短時間（週20時間未満）勤務時給契約社員	860円	販売職	910円	事務職	880円	化粧品販売	1,020円	店内案内	1,010円
短時間（週20時間未満）勤務時給契約社員	860円											
販売職	910円											
事務職	880円											
化粧品販売	1,020円											
店内案内	1,010円											

しているものの、世帯主となっているパートタイム従業員が増加傾向にあることを考慮すると更なる引き上げを継続していく必要がある。地域別最低賃金を特定最賃が上回っている各種商品小売については、特定最賃を継続的に引き上げることが、パートタイム労働者の賃金改善につながる。特に今年度の新潟県の地域別最低賃金は1円の上昇のとどまることから、特定最賃改定の重要性が高まる。

もちろん同時に、「雇用の確保」は「企業の存続と発展」が前提となるため、特定最低賃金の引き上げは、各企業の販売管理費の上昇につながることから、慎重に協議を進める必要がある。しかし、各種商品小売の特定最低賃金引き上げは、この産業で働く一人ひとりが将来に希望をもち、個々の能力を高め、生活の安定と向上のために必要であり、引いては企業の生産性向上および産業の魅力向上につながるものと考ええる。

よって、新潟県の各種商品小売業の最低賃金は着実に引き上げを行う必要があると考える。

以上



新潟県各種商品小売業最低賃金の改正申出に係る意見書

フリガナ		
氏名		
所 属 組 合	組合名	
	所在地	
	電話番号	
	職名	長
意見		
1 改正の必要性について	有	
<p>2 上記「1」の理由、背景等</p> <p>(1) 業界の状況</p> <p>・小売業については、人口減少の中 GMS・SM・CVS 等の出店増加やネットショップの拡大により、顧客の困い込み競争が激化している。一方で、高齢者の買い物難民に対し、移動販売等の新しい販売モデルが拡大している。顧客もリアル店舗での買い物やネットスーパーでの買い物等、生活リズムに合わせて使い分けをしている状況。小売業全体としては厳しい状況と考えられる。直近では、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言後の外出自粛をうけ、衣料品・住居品は苦戦しているが、外食⇒内食への需要拡大により食品が好調に推移している。また、現在の異常気象や災害時のインフラとして、小売業の必要性が高まってきている。</p> <p>(2) 雇用特性・実態</p> <p>・小売業の雇用特性としては、非正規社員（パートナー社員）の比率が高いことである。その為、優秀な人材を獲得・確保することは会社としても重要な役割となってくる。現在は AI による商品発注やハンディーターミナルによる売上・在庫管理などのシステムが進化し、日々のメンテナンス業務が重要となっている。どれだけシステムを理解し活用できるかが業務の効率化を左右し会社の利益に直結してくる。会社の利益を考えるとパートナー社員の比率を上げて売場運営をすることが最優先となってくる。</p> <p>(3) 賃金実態</p> <p>・2020年1月の平均時給 958.03円 生鮮食品の技術加給、ステップアップ加給（キャリア加給）により個々の差はある。 時間給幅 842円～1575円 時間給下位の底上げが必要</p> <p>(4) 課題・要望</p> <p>・小売業については、国の課題である少子・高齢化により労働力の減少が続いている。小売業はマンパワー産業であり労働力の確保が困難な状況となっている。現在の小売業は、商品を販売するだけではなく、多岐にわたり業務が増えている。直近ではキャッシュレス決済やレジ袋有料化にも対応しなければならず、多能工化が必要とされる。その為、業界全体でより優秀な人材の獲得・確保が急務となっている。同じ特定最賃の自動車・電気に比べても各種商品小売りが低く、格差是正、すなわち業界発展の為に特定最賃は必要と考える。小売業の魅力は必ずしも賃金だけではないものの、現在の採用の厳しさからすると、優秀な人材の獲得と獲得した人の定着（離職防止）には他業種に比較して低位である特定最賃は必ず必要である。</p>		



新潟県各種商品小売業最低賃金の改正申出に係る意見書

フリガナ		
氏名		
所属組合	組合名	
	所在地	
	電話番号	
	職名	長

意見

1 改正の必要性について 有

2 上記「1」の理由、背景等

・新潟県労働局職業安定部職業安定課発行の労働市場月報

令和2年7月の求人・求職の状況（パートタイム）

産業別事業所規模別新規求人状況・充足状況は、下記の通り厳しい現状となっております。

項目		新規求人数			求人充足数			求人充足率 (%)	
		本月	前年同月	前年同月比	本月	前年同月	前年同月比	本月	前年同月
産業(2020年7月)									
産業別	卸売業 小売業	1,054	1,619	▲34.9	211	243	▲13.2	20.0	15.0

・同一労働同一賃金の観点から、2020労働条件闘争の結果（UAゼンセン）よりパートタイマーの一人あたりの平均引き上げ率（制度昇給、ベア等込み）は、2.75%で前年を0.08%上回る引き上げ率となり、正社員の2.10%を超え、5年連続正社員を上回りました。この流れを止めるべきではありません。

・流通業界においては、少子高齢化、人口集中、ネット販売の急成長の影響、新型コロナウイルス感染拡大に伴う購買動向の変化により、総合スーパーは厳しい業績となっております。この厳しい業績を好転させていくためにも、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正を行い人材の確保をしていく必要があります。

・また、新型コロナウイルス感染が秋・冬に拡大すると予測される中、日常生活を支える「エッセンシャルワーカー」である小売業で頑張っている人たちがいるからこそ社会が成り立ちます。将来にわたって強固な雇用基盤を確保し、失業なき労働移動を前提とした制度の構築と生産性の高い産業・職場の創出のためにも新潟県各種商品小売業最低賃金をしっかりと上げていくことが不可欠であると考えています。



以上

新潟県各種商品小売業最低賃金の改正申出に係る意見書

	フリガナ	
	氏名	
所属組合	組合名	
	所在地	
	電話番号	
	職名	長
意見		
1	改正の必要性について	有
2	上記「1」の理由、背景等	
	<p>(1) 現在の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品を中心に売上は良いが最低賃金が低く他業種と比べ厳しい状況が続いている。 <p>(2) 雇用特性・実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売り業種は人気がなく小売り最低賃金のアップしなければ非常に厳しい状況が続いている。 ・コロナの影響で募集は増えているものの流通業界全体の賃金が低く相変わらず人員不足となっている。 <p>(3) 賃金実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社における企業内最賃は 850 円であり北陸、東北地域は最低となっている。 ・首都圏が 1030 円が最低を考えると地域格差が広がっている。 <p>(4) 課題・要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県の小売り最賃について今回アップしなければ首都圏との格差是正は図れない。 ・業界格差、地域格差の是正は必要である為是非アップして頂きたい。 	
		以上

